

閱覽用

令和4年 第4回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和 4年 3月30日
神崎市農業委員会

令和4年3月 第4回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年3月30日(木) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	欠
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 真島 満委員 13番 吉浦文雄副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画 利用権設定関係について 41件
議案第5号 非農地通知の発出について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

皆様には、委員の任期末に至るまで、格別なるご協力を賜り、本総会にご出席いただきましたこと、大いに感謝申し上げます。

本日も感染症拡大防止に努めて開催しますので、ご理解いただき、円滑な議事の進行などについて、ご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆さまおはようございます。

皆さま方と3年間ご一緒させていただきました。

今日が最後のご一緒する機会になりますが、今後ともご健康に留意なさってご活躍なさることをお願いいたします。

只今から令和4年 第4回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は 11名です。

5番 八谷委員、8番 國部委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 真島委員と 13番 吉浦副会長を指名します。 よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの 47件です。

報告は、第1号の 4件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番、〇〇番の畑2筆 1, 159㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済で

あり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地内であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の6番中原委員のご意見をお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、3月20日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

事前の現地確認などについて、ご意見ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

ご質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は千代田町迎島 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆の計 1, 462㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の3番城野委員のご意見をお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。 1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、3月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので問題は無いと思います。

敷地内に高压の鉄塔が建っていますが、建物ではなく造成と〇〇の転用ですので、みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

事前の現地確認などについて、ご意見ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手 議長指名)

12番 真島委員

さっき言われましたが、鉄塔が建っている土地は何もしないようですがこれも申請せんばですかね。地目変更をですが。

事務局

その土地は鉄塔敷地は地役権が入ってますが、そこも含めて買ってほしいということでの申請手続きになっております。鉄塔の下はそのまま〇〇はその周囲を使うとのことです。

12番 真島委員

そこも申請は法第5条ですよ。使わないのに買うってことですが、農地として使わない、事業地としても使わないということを事業計画の中でされているなら申請が成り立つということですか。

事務局

そうなります。

12番 真島委員

地権者は買ってもらったならよかったですでしょうが、地役権ってことは九電ですかね、その了解は取ってあるわけですね。

事務局

それについては同意書が提出してあります。

12番 真島委員

わかりました。了解です。

議長

よろしいですか。他にご質疑ありませんか。よろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第 2 号 申請番号 1 番の申請者は出席を求めず)

(議案第 2 号 農地法第 4 条関係)

議 長

それでは、議案書の 6 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について議題とします。申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 号、申請番号 1 番を議案書を基に説明】

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号 1 番、申請地の所在は千代田町直鳥 字〇〇 〇〇番の田 1 筆 6 5 9 m²であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は平成 2 3 年 1 2 月に決定済みであり農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内にある農地に該当することから第 1 種農地と判断し、転用許可基準としましては、農業用施設に該当すると判断します。

位置図などは 7 ページと 8 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 1 番について、地区担当委員の 7 番樋口委員のご意見をお願いします。

7 番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7 番の樋口です。 2 号議案の申請番号 1 番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営

農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

事前の現地確認などについて、ご意見ありがとうございました。
それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページをご覧ください。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番と2番は、共に農地の所有権の移転です。

1番は、夫婦間の農地の贈与となります。位置図は10ページに添付しております。

2番は、以前より相對の約束により、この農地を譲り渡しを行い、長年にわたり譲り受け人が耕作管理されていましたが、今回、正式に所有権移転の登記を申し出されたものです。

位置図は11ページに添付しております。

どちらの許可申請の要件も、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

はじめに、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規7件、再設定5件、計12件。

内訳は、田34筆 65, 772㎡、畑1筆 1, 349㎡、計35筆 67, 121㎡。

千代田町、新規2件、再設定25件、計27件。

内訳は、田45筆 122, 455.73㎡。

脊振町、新規1件、再設定1件、計2件。

内訳は、田28筆 22, 746㎡。

神埼市、合計41件。内訳は、田107筆 210, 973.73㎡、畑1筆 1, 349㎡、計108筆 212, 322.73㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから5ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は5ページにございます、田18筆 43, 758㎡、畑1筆 1, 349㎡、計19筆 45, 107㎡。です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 6 ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 6 ページから 8 ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は 8 ページにございます、田 1 6 筆 2 2, 0 1 4 m²です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。 では私からよろしいですか。

施設園芸の目的の設定申出は、私も係わった経緯がありまして、その後この土地に落ち着いたようです。

最初は親戚の農地でしたが冠水地域だったので別の場所を交渉してたんですが金額が高すぎてですね。

今回の設定も、施設園芸目的では米麦大豆よりは高いんですが中古のハウスがあつて初期投資が抑えられるということです。 以上です。

議 長

他はよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書9ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書9ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田5筆 20,329.50㎡となっております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書10ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書10ページから18ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は18ページにございます、田40筆 102, 126.23㎡で、地域の農事組合法人との利用権再設定なっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書19ページと20ページの農用地利用集積計画、脊振町新規および再設定につきましては、それぞれ1件ずつの申出で、さらに、借り受け人が同じ者でありますので、一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員の同意あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

脊振町の利用権設定の申出についてです。

議案書19ページの、脊振町新規の申出 1件は、田20筆の13,749㎡で、親子での使用貸借権による権利の設定です。

議案書20ページの、脊振町再設定の申出 1件は、田8筆の8,997㎡の賃貸借権の設定です。

どちらも同じ借り受け人で、地域の担い手への利用権設定の申出です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 これは若い方が受け手になってあるようですが、頑張ってもらいたいですね。

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案第5号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、あらためて非農地であると判断し「非農地通知」を発出するものであります。

議案書2ページの、非農地通知対象地一覧をお願いします。

右から、申請番号、名義人氏名、土地の所在、登記地目、現況地目、台帳面積については記載のとおりで、

田 1筆 839㎡、畑 2筆 480㎡、計 3筆 1,319㎡であります。

現地は、既に原野化していることを確認しました。

位置図を 3ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い様子)

議 長

ご質疑ありませんか。よろしいでしょうか。
(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、この後は、借り手の変更や農地の売買などが予定されております。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

はい、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

はい、それでは何も無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和4年 第4回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会